「市民に開かれたわかりやすい議会」を目指す第一歩として,一般質問に「一問一答方式」を導入いたしました。

一般質問において、従来の総括質問方式(※1)に加え、一問一答方式(※2)を選択できる制度を平成24年第5回定例会(12月)から試行的に導入し、平成25年第1回定例会(3月)から本格的に導入いたしました。 質問時間は、同一議員につき、答弁も含めて1時間以内です。

※1 総括質問方式

議員が質問項目すべてを一括して質問し、その後、市長や各部局長がその質問項目について、一括して答弁を行います。

※2 一問一答方式

文字どおり、1つの質問項目ごとに市長や各部局長から答弁を行います。 質問・再質問等を行う場所は、市長や各部局長とより近くで対面した質問 席で行います。

(一般質問の例) ア、イ、ウの3つの質問項目がある場合

総括質問・総括答弁の場合	一問一答方式の場合
【議員】アの質問	【議員】アの質問
イの質問	
ウの質問	\downarrow
\downarrow	
【執行部】アに対する答弁	【執行部】アに対する答弁
イに対する答弁	
ウに対する答弁	↓
\downarrow	
【議員】アの再質問	【議員】アの再質問
イの再質問	
ウの再質問	↓
\downarrow	
【執行部】アの再質問に対する答弁	【執行部】アの再質問に対する答弁
イの再質問に対する答弁	
ウの再質問に対する答弁	※アについては,再々質問がなければ次の
	質問(イ以降)に移る。以下,同様に繰り
	返す。